

# 職員の処分について

## 1 処分日

令和3年12月1日

## 2 処分内容等

### 【速度違反】

#### (1) 対象職員及び処分内容

令和新時代創造本部職員・・・ 減給1/10 1月

#### (2) 事実関係

対象職員は、令和3年2月14日（日）午前11時頃、私用で山陰自動車道を鳥取方面に自家用車で走行中、東伯郡琴浦町地内において、指定速度時速70kmのところ少なくとも時速130kmで走行し、前方を走行する車両と接触する交通事故を発生させた。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

#### (1) 対象職員及び処分内容

県土整備部職員・・・ 停職3月

#### (2) 事実関係

対象職員は、勤務時間外における私的な酒宴の席等において、同席した知人に対し、手をつなぐ、ハグをするなどの行為を行い、精神的苦痛を与えた。